

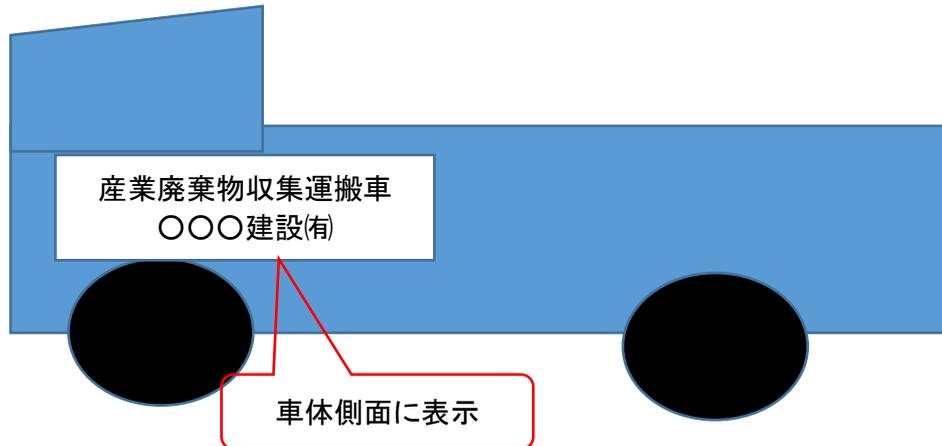
産業廃棄物収集運搬車両の表示について

し尿便槽、単独浄化槽の撤去し産業廃棄物として処理するときの収集運搬車の表示は、次のとおりとなりますのでご注意ください。

※補助対象となっている場合は、表示のある運搬車の写真が必要です。

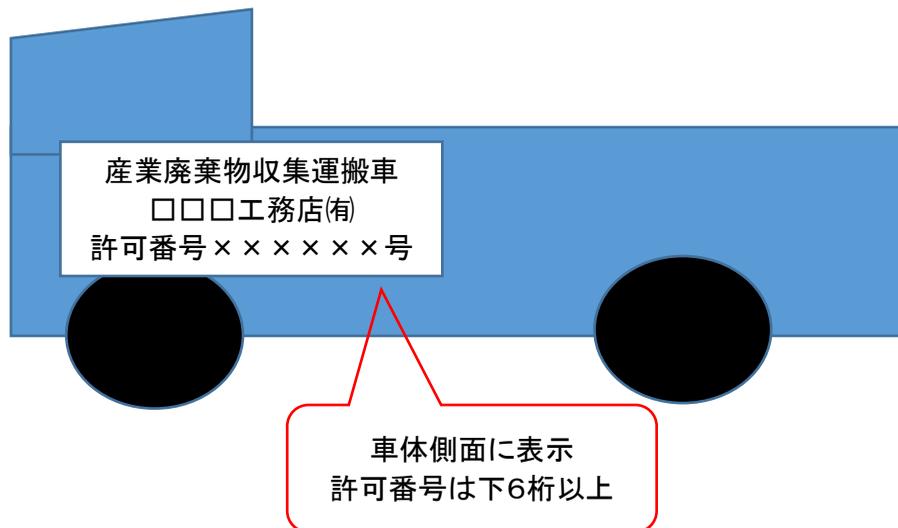
◎収集運搬を元請業者自ら行う場合

車体側面に「産業廃棄物収集運搬車」と「会社名」の表示が必要です。
また、工事写真帳の余白に元請会社であることの記載をお願いします。



◎収集運搬を元請業者以外が行う場合

車体側面に「産業廃棄物収集運搬車」と「会社名」及び「許可番号」の表示が必要です。



文字の大きさは次のように規定されています。

